

埼玉 保険 医新聞

発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル 5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 渡部義弘
購読料 1部150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

- 2面
論壇「带状疱疹ワクチンキャッチアップと追加接種の充実を」
- 3面
個別指導指摘事項、社保Q&A
- 6面
保険証の暫定措置終了
- 7面
保険証復活を求める理事会声明
- 9面
研究会・講習会開催案内

届出と異なる算定に「増点審査」を要請

八月十九日、厚労省は「ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について」なる事務連絡を緊急に発出した。

今改定で複雑に改変されたベースアップ評価料は、六月と七月診療分のレセプト請求が医療機関の届出通りに算定されていない事例が多数に上った。事態の收拾をはかる目的で出された事務連絡は医療機関の請求を正す方法など、具体性が一切示されていない異例のものだ。協会は審査機関に対して「増点審査」などを求める要請書を提出した。厚労省にも同様の要請書を提出した。

詳細を避ける事務連絡

保険局医療課から厚生局等に宛てた問題の事務連絡は、①届出内容おりの請求内容でない例が生じていること、②審査支払機関に「特段の対応」を行うよう調整したことで、③八月診療分は届出状況を確認し正しい請求を促すよう周知徹底をはかることを求めるもの。しかし①は、発生件数や例示などが一切示されていない。②は、談事例で判っている。③は、全患者が対象となるベ

医療機関へ負担を強いる厚労省・審査機関

電話では届出している点数よりも低い点数で算定しているパターン、逆に高い点数で算定しているパターンなどがあることが会員から協会への相談事例で判っている。審査機関とも医療機関側に行われているが、連絡をする医療機関数は審査機関で判明しており、厚労省も把握しているはずで、今度の問題の規模を示す責任がある。

協会への相談例では「七月診療分の提出前に全患者のレセプトを修正して対応した」「既に提出済みのため、レセプトを全て取り下げすることはないと諦めた」「長期間かけて少しずつレセプトの取り下げを行う」などの対応策が医療機関から示されている。

しかし、ベースアップ評価料は厚生局による医療機関の届出受理状況の公開が遅れたため、医療機関が確認できないまま請求をせざるを得なかった経過があることは看過できない。そもそも届出要件、届出後の報告手続なども複雑な手立てを要するなどベースアップ評価料には躊躇する医療機関は少なくなかった。

自院の施設基準の確認方法

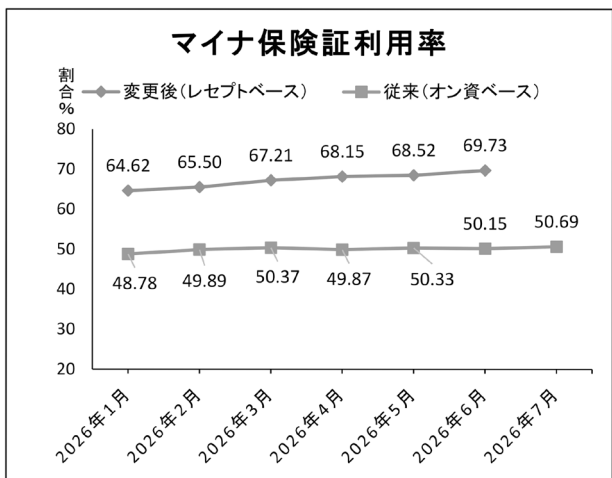
協会のホームページから下記のタブをクリック

「2026年（令和8年）診療報酬改定関連信越厚生局 施設基準届出用紙」の下にある

「※保険医療機関の施設基準の届出受理状況一覧」へ

2026年 新点数改定情報

既に該当する医療機関側には支払基金と国



厚労省データに基づき埼玉協会が作成

協会では七月二十九日に理事会声明「マイナ保険証の利用率は停滞、保険証を復活させ併用を認めるよう求めます」を発出。保険証を廃止することに抗議し、全ての国民に対して、国と保険者の責任で、「保険資格を証明する証書を自動交付すること」などを求めた。(6面に資格確認書の申請

今年十月からペイシェントハラスメント対策の義務化、同一労働同一賃金の遵守が求められる。どちらものように対策を立てればいいのか困るを立ればいいのか困る医療機関も少なくない。協会では、講習会の開催や、機関紙にて解説を掲載していく。頭悩ますペイシェントハラスメント対策

ベースアップ評価料 厚労省が異例の事務連絡

保険証 利用率停滞でも暫定措置終了 抗議の理事会声明

二〇二六年七月末をもって期限切れの保険証でも資格確認を行い得るとしていた暫定措置が終了した。同時に後期高齢者全員に交付していた資格確認書は交付対象を限定して交付されることになった。

厚労省は既定方針を硬直的に運用しているが、患者の状況、条件環境は伴っていない。厚労省からはアナウンスが控えられているがマイナ保険証の利用率は今年に入ってから停滞したままだ。患者から支持されているとはいえない状況が続いている。



定期総会記念講演録
斎藤幸平氏講演



「熊本地震」「千葉県豪雨」 災害義援金へのご協力をお願い

埼玉県保険医協会は7月の熊本地震と8月の千葉県豪雨災害で被災された会員のための救援募金を下記の要領で受け付けることといたしました。皆様からいただきました義援金につきましては被災した保険医協会や全国保険医団体連合会を窓口とし、被災された会員へのお見舞い及び復旧支援などとして現地へお送りさせていただきます。会員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

理事長 渡部義弘

- 振込先…〈銀行口座の場合〉
金融機関…武蔵野銀行北浦和支店 (021)
口座番号…普通 89101
名義人…埼玉県保険医協会 理事長 渡部義弘
※送金先に指定がある場合は協会までご連絡ください。
〈郵便振替の場合〉折込の振替用紙をご利用ください
※送金先に指定がある場合は通信欄に記載された送金先にチェックを入れてください。
- 募金額…1口1,000円で、何口でも可
- 留意事項…振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。銀行・郵便局ともにお客様用控えをもって受領書とさせていただきますので、大切に保管してください。本義援金は、寄付金控除の対象になりません。

個別指導に弁護士が帯同できます

労務関連の 10月改正にご注意を

非正規社員の待遇改善や説明責任の強化

現在厚労省が基準とするレセプトベースで見ても、六月時点で利用率は六九・七三％(前月比一・二二増)、半年で五・一ものだが、新方式(表の上)は一月分遅れて発表されている。

案内をご覧ください

今年十月からペイシェントハラスメント対策の義務化、同一労働同一賃金の遵守が求められる。どちらものように対策を立てればいいのか困るを立ればいいのか困る医療機関も少なくない。協会では、講習会の開催や、機関紙にて解説を掲載していく。頭悩ますペイシェントハラスメント対策